千葉市バリアフリーマスタープラン、概要版

2021年、令和３年、３月、千葉市

第１章

千葉市バリアフリーマスタープラン策定にあたって

バリアフリーマスタープラン策定の主旨

本市で策定した千葉市バリアフリー基本構想が令和２年度末に目標年次を迎えることから、改定を行います。改定にあたっては、改正バリアフリー法の趣旨を踏まえ、市全域のバリアフリー化を促進するための千葉市バリアフリーマスタープランを策定することとしました。

今回の改定にあたり、これまでに千葉市で策定したバリアフリー化に関する計画と、その概要の模式図があります。内容は次のとおりです。

千葉市では、平成12年11月に施行された「交通バリアフリー法」に基づき、平成13年11月に「千葉市交通バリアフリー基本構想」を策定し、旅客施設及びその周辺の16地区を重点整備地区に指定しました。

そのご、平成18年12月に「交通バリアフリー法」と「ハートビル法」を統合・拡充した「バリアフリー法」が施行されるとともに、国から目標年次を平成22年とする「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が示されたことを受け、「千葉市交通バリアフリー基本構想」を改訂し、「千葉市バリアフリー基本構想」を平成20年8月に策定しました。このなかで、旅客施設及びその周辺の18地区を重点整備地区として指定し、旅客施設、道路、駅前広場、ろがい駐車場、都市公園、建築物等について、移動等円滑化のための事業に関する基本的事項などを示しています。

また、平成23年3月に目標年次を平成32年とする「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が示されたことを受け、本市のバリアフリー化における目標年次・目標ちを国の基本方針と整合させ、特定旅客施設の追加設定などを行い、平成24年7月に「千葉市バリアフリー基本構想」を変更しました。

そして今回、平成30年11月及び平成31年4月に「改正バリアフリー法」が施行されたこと、令和2年6月の改正を受け、全市的なバリアフリー方針の記載の必要性、都市計画との整合などを考慮し、促進方針制度の活用も視野に入れて見直しを図り、「千葉市バリアフリーマスタープラン」を令和3年3月に策定しました。

バリアフリーマスタープランの目標と位置づけ

千葉市バリアフリーマスタープランの計画期間を令和12年度（2030年度）までとします。また、千葉市都市計画マスタープランの目標年次である、令和7年度（2025年度）に中間評価を実施するものとします。

今回策定するバリアフリーマスタープランの位置づけを示す模式図があります。内容は次のとおりです。

改正バリアフリー法及び国の基本方針に基づき作成する、「千葉市バリアフリーマスタープラン」、及び「地区別バリアフリー基本構想」は、「千葉市総合計画」に基づく、「千葉都市計画マスタープラン」及び、「千葉市立地適正化計画」との整合を図ります。

また、「千葉市総合計画」に基づく地域福祉計画、高齢者・障害者関連計画、子育て関連計画、地域公共交通計画等の関連計画との連携を図ります。

「千葉市バリアフリーマスタープラン」においては、促進地区を定め、「地区別バリアフリー基本構想」では重点整備地区を定めます。

また、地区別バリアフリー基本構想に基づき、具体的な整備項目を定める、「特定事業計画」を作成します。

検討の進めかた

協議会や地域懇談会、まち歩き点検などを実施し、当事者参加のもと検討を行いました。

検討の進めかたの模式図があります。内容は次のとおりです。

令和がんねん度は、８月20日に第１回協議会を開催し、９月及び10月に６区を対象とした地域懇談会を開催し、11月には、まちあるき点検を4回実施しました。

そのご、12月に協議会の委員に対し、意見照会を行い、令和２年2月10日に第２回協議会を開催しました。

令和2年度は、5月から7月に協議会の委員に対する意見照会、市民に対する意見募集を行い、8月27日に第３回協議会、11月11日に第４回協議会を開催しました。そのご、12月にパブリックコメントを行い、令和３年２月２日に第５回協議会を開催しました。

また、今後、重点整備地区（モデル地区）の検討として地区ワーキンググループにおける、まちあるき点検や、事業者ワーキンググループを実施する予定です。

第２章

千葉市の概況

統計データ等

市の人口は令和2年3月31日現在で973,121人、高齢化率は26.0%であり、ともに増加していますが、人口は令和2年をピークに減少することが予測されています。市の身体障害者手帳所持者数は約3万人であり増加しています。知的障害療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数も、ともに増加しています。

バリアフリー化の取組状況

市内には31の鉄道駅、18のモノレール駅があり、主要なバリアフリー項目を概ね達成しています。

「千葉市バリアフリー基本構想に基づく道路特定事業計画」において、道路のバリアフリー整備を進めており、令和元年度末時点の整備率は合計で86.5％となっています。

市内の主要な施設では、エレベーターの設置、出入口や廊下の段差解消、多機能トイレや障害者等用駐車ますなどの整備の他、ソフト対策が進んでいます。

第３章

バリアフリー化の目標と基本的な方向

さらなるバリアフリー化の促進にあたり、基本構想の改定に向けた課題を次のとおり、整理しました。

基本構想改定に向けた課題

・道路特定事業等の継続的な推進及び生活関連施設・生活関連経路の見直し

・生活関連施設における、具体的な特定事業の設定および推進

・改正バリアフリー法の枠組みを活用した、地区設定の見直し

・適切な段階での市民意見の反映機会の確保（計画段階からの参加）

・社会背景の変化に合わせた新たな課題への対応

・着実な進捗状況把握・評価の枠組みの設定によるスパイラルアップ

これを踏まえ、改定に向けた基本的な方向性と考え方、取り組みの進めかたを次に示します。

バリアフリー化の目標と基本的な方向

1、[社会参加への支援]、安心して行動でき、いきいきとした社会参加が出来る環境づくりを目指します。

2、[都市の魅力づくり]、バリアフリーが大きな魅力となり、活力の源となるまちづくりを目指します。

3、[心のバリアフリー、意識の向上]、やさしさの文化をはぐくむまちづくりを目指します。

4、[市民との連携、市民参加]、連携と協働により、ともに築くまちづくりを目指します。

5、[ユニバーサルデザイン]、全ての人にやさしいデザインの施設づくりを目指します。

6、[自然環境や都市景観との調和]、都市景観の醸成と、自然と共生する市街地環境づくりを目指します。

7、[スパイラルアップ]、社会背景の変化に合わせた継続的な改善を目指します。

改定に向けた考え方

改定に向けた考えかたについて、模式図があります。内容は次のとおりです。

まず、地区設定について検討し、バリアフリー化の促進に向けた配慮事項を検討します。

そのご、生活関連施設・生活関連経路・地区境界を再設定します。

次に、促進地区については、各地区のバリアフリー化の促進に向けた方針を設定するとともに、市全域におけるバリアフリー方針を示す、千葉市バリアフリーマスタープランを策定します。

次に、重点整備地区については、優先度が高い地区から、地区ワーキンググループでの、まちあるき点検の開催や、事業者ワーキンググループを開催し、特定事業、その他事業を設定し、地区別バリアフリー基本構想を策定します。

バリアフリーマスタープランに基づく取り組みの枠組み

千葉市バリアフリーマスタープラン策定後の進めかたについて、模式図があります。内容は次のとおりです。

令和２年度に、バリアフリーマスタープランを策定し、重点整備地区のモデル地区について検討を行います。

令和３年度以降は、重点整備地区の追加指定を行い、検討を進めていきます。

令和７年度に、バリアフリーマスタープランの中間評価を行います。また、重点整備地区について追加指定を行い、検討を進めていきます。

令和12年度は、バリアフリーマスタープランの改訂を予定し、併せて、重点整備地区の見直しを行います。

このような取り組みを進めることにより、生活環境の一体てきなバリアフリー化の実現を目指します。

第４章

移動等円滑化促進地区の設定

促進地区設定の考え方

従前の基本構想における重点整備地区を原則とし、立地適正化計画における都市機能誘導区域を含むエリアとして、22の促進地区を設定します。

促進地区は次のとおりです。

１、JR/京成幕張本郷地区

２、JR/京成幕張地区

３、JR新検見川、京成検見川地区

４、JR/京成稲毛地区

５、JR西千葉、京成みどり台地区

６、千葉都心地区

７、JR蘇我地区

８、JR浜野地区

９、JR鎌取地区

１０、JR誉田地区

１１、JR土気地区

１２、JR/モノレール都賀地区

１３、JR検見川浜地区

１４、JR稲毛海岸地区

１５、モノレールスポーツセンター地区

１６、モノレールち城台地区

１７、JR海浜幕張地区

１８、いちりつ青葉病院周辺地区

１９、大宮台団地地区

２０、こて橋台団地地区

２１、さつきが丘団地地区

２２、花見川団地地区

生活関連施設・生活関連経路の設定

従前の基本構想の生活関連施設を基本に、施設種別ごとに再整理し、設定根拠を明確にした、生活関連施設を設定します。

生活関連経路は、原則として従前の基本構想における生活関連経路を継続し、追加する生活関連施設への経路は、既存経路から分岐させて設定します。また、隣接する地区間を結ぶ路線は、ネットワークの連続性を考慮し設定します。

重点整備地区の検討の考え方

促進地区のうち、今後、優先して重点整備地区として設定する地区については、立地適性化計画との整合を図りつつ、評価要件や行政区のバランス、関連事業の進捗状況などを考慮し、設定します。

令和2年度以降にモデル地区としてJR/京成稲毛地区を、令和3年度以降に千葉都心地区を重点整備地区として検討します。

第６章

地区別のバリアフリー方針

以下に主な地区のバリアフリー方針及び、地区の位置を示した図面があります。内容は次のとおりです。

JR/京成幕張地区

・駅から主な生活関連施設間の歩行環境の向上を図ります。

・関連するまちづくり事業等に合わせた連続的・一体てきなバリアフリー化を図ります。

JR/京成稲毛地区

・駅から主な生活関連施設間の歩行環境の向上を図ります。

・関連するまちづくり事業等に合わせた連続的・一体てきなバリアフリー化を図ります。

・バス停留所の利用環境の向上、及びバス停留所と生活関連施設間の安全・安心な誘導を図ります。

千葉都心地区

・駅から主な生活関連施設間の歩行環境の向上を図ります。

・関連するまちづくり事業等に合わせた連続的・一体てきなバリアフリー化を図ります。

JR蘇我地区

・駅から主な生活関連施設間の歩行環境の向上を図ります。

・関連するまちづくり事業等に合わせた連続的・一体てきなバリアフリー化を図ります。

・バス停留所の利用環境の向上、及びバス停留所と生活関連施設間の安全・安心な誘導を図ります。

JR鎌取地区

・駅から主な生活関連施設間の歩行環境の向上を図ります。

・駅前広場の利便性を向上します。

JR/モノレール都賀地区

・駅から主な生活関連施設間の歩行環境の向上を図ります。

・駅前広場の利便性を向上します。

JR海浜幕張地区

・駅から主な生活関連施設間の歩行環境の向上を図ります。

・関連するまちづくり事業等に合わせた連続的・一体てきなバリアフリー化を図ります。

・バス停留所の利用環境の向上、及びバス停留所と生活関連施設間の安全・安心な誘導を図ります。

第５章

バリアフリー化促進の考え方

各生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー整備にあたっては、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準への適合や関連するガイドライン、条例等に留意した整備を促進します。また、地域懇談会やまち歩き点検ワークショップでの市民からの意見が多かった内容を中心に、施設ごとにバリアフリー化の促進に向けた共通の配慮事項を整理しました。各事業種における主な共通の配慮事項を以下に示します。

公共交通

旅客施設（鉄軌道駅）

ホームドアや可動式ホーム柵、又は内方線つき点状ブロックを設置する。

バス

バス乗降場や停留所における案内を充実する。

タクシー

多様な利用者が使いやすい乗降場を整備する。

道路

歩道のある道路

視覚障害者誘導用ブロックと周囲の舗装の輝度比を確保する。

歩道のない道路

舗装や案内設備、ろそくたいの雑草の除去などの維持管理に配慮する。

信号機等

生活関連経路上の信号交差点には、バリアフリー化された信号機（音響式や経過時間表示式など）を設置するとともに、付帯機材の位置に配慮する。

主要な交差点や複雑なかたちの交差点において、エスコートゾーンを設置する。

建築物（駐車場含む）

主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する。

車椅子使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（開閉しやすい扉、十分な広さ、可動式手すり、大型ベッドの設置、統一されたボタン配置など）。

筆談用具やコミュニケーション支援ツールを設け、設置を示す案内を表示する。

都市公園

主要な園路は平坦で固くしまっていて滑りにくい路面とする。

車椅子使用者等が利用しやすい構造の水飲み場を設置する。

園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理に配慮する。

第７章

全市における取組の促進

バリアフリー化の促進のために必要な全市てきな取組を促進していきます。項目は以下の通りです。

心のバリアフリーの促進

情報のバリアフリーの促進

施設整備に伴うバリアフリー化の促進

外出支援の取組の促進

地域における一体てきな取組の促進

第８章

バリアフリーマスタープランの実現に向けて

以下に示す推進の枠組みにより、バリアフリーマスタープランの実現を推進していきます。

市民及び関係事業者へのマスタープランの周知・啓発

届出制度などによる事業内容の調整

市は、届出に係る行為が移動等円滑化の促進を図る上で支障があると考えられる場合、届出者に対し必要な措置の実施を要請できることとなっており、これによりバリアフリー化に配慮した事業内容への調整を図ります。

重点整備地区の指定と基本構想の策定

今後、事業化が見込まれる地区等を、重点整備地区として定めるため、基本構想を策定していきます。

重点整備地区における事業実施段階での市民意見の反映及び相互理解の促進

重点整備地区における特定事業等の実施段階においては、市民意見の反映や相互理解の促進のため、市民や関係団体、事業者との意見交換等を実施し、具体的な事業や取組について、千葉市バリアフリー基本構想推進協議会へ報告、公表するといった仕組みを検討します。

以下に、市民意見の把握及び相互理解の促進の仕組みのフロー図があります。内容は次のとおりです。

まず、事業計画等に着手します。次に市民参加の検討を行います。次に事業計画等の説明及び意見交換を実施します。次に、事業計画等への市民意見反映状況について取りまとめます。次に協議会への報告を行い、公表します。

マスタープランの段階的かつ継続的な見直し（スパイラルアップ）

バリアフリーの　Q　アンド　A

Q、バリアフリーって何？

A、バリアフリーとは、障害者などが生活する上で障壁（バリア）となるものを取り除くこと。バリアには、物理的なものだけでなく、社会的、制度的、心理的、情報面などの障壁が含まれます。

Q、バリアフリーマスタープランは、何のために策定したの？

A、バリアフリーマスタープランは、全市的なバリアフリー方針を示すために作られた計画です。また、バリアフリー化を促進するにあたり、行政や事業者、市民の皆様がどういった行動をしていく必要があるのかをとりまとめました。

Q、わたしたち市民がバリアフリー化を促進するためにできることは？

A、まちなかで困っている高齢者や障害者のかたがたを見かけたら、「お手伝いしましょうか？」「どうしましたか？」と声をかけることから始めてみましょう。また、高齢者や障害者との交流の場や、介助体験、疑似体験などに参加することで、障害についての理解を深めたり、具体的な介助方法を学んだりする中で、様々な視点からバリアフリーに対する“気づき”があるかもしれません。そういったイベントにも積極的に参加していきましょう。

Q、わたしたちの身近なバリアフリーは？

A、皆さんの周りには、どんなバリアフリーがあるか考えてみましょう。

奥付

千葉市バリアフリーマスタープラン 概要版

発行年月、令和3年3月

編集、発行、千葉市 都市局 都市部 交通政策課

住所、〒260-8722、千葉市中央区千葉港１番１号

電話、043-245-5351

FAX、043-245-5568

メール、k o t s u ドットU R U @city　ドットchiba.lg.jp

概要版の内容は以上となります。